

岩手県社会福祉事業団次世代育成支援行動計画

当事業団では、次世代育成支援対策推進法第 12 条の規定に基づき、職員が職業生活と家庭生活の両立を支援するため、全ての職員が働きやすい環境を整備することができるよう、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日

2 行動目標

(1) 育児をしている職員を対象とする取り組み

ア 男子職員の育児休業取得に関する規則や具体的な取得方法について、パンフレット等により全職員に周知する。

イ 育児休業中である職員に業務関連の会議や研修等の情報提供を行い、円滑な職場復帰に向けた支援体制を図る。

ウ 産前産後休暇や育児休業、子育て支援に関する休暇や諸制度等について、パンフレット等により全職員に周知する。

(2) 年次有給休暇の取得の推進

ア 職員の生きがいづくり支援・健康の保持、増進・資質向上を目的とする休暇の取得促進を図る。

イ 年間を通して計画的な連続休暇の取得促進を図る。

(3) 職員のメンタルヘルスケア（心の健康づくり計画）の取り組み

メンタルヘルス推進担当者の育成、セミナーの実施及びストレスチェック実施結果に基づく職場環境改善活動の実施等により、セルフケアやラインケアの向上を図り、職員の心の健康づくりを推進する。

なお、メンタル面の病気休暇者が出た場合は、職場復帰支援プログラムを実施することにより、当該職員の健康の回復と職場への復帰支援を図る。